

令和7年度 廿日市市事業所用 創エネ・省エネ設備導入促進補助金の手引き

令和7年度 補助の概要

■ 二酸化炭素削減推進の観点から、以下の6種の設備を補助対象とします。

- 1 太陽光発電設備（50%以上自家消費）
- 2 1と同時に設置する蓄電池
- 3 高効率空調機器（従来の設備から30%省CO₂効果）
- 4 高効率照明機器
（調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率の基準値を満たすLED）
- 5 高効率給湯器（従来の設備から30%省CO₂効果）
- 6 高機能換気設備（全熱交換器・必要換気量確保・熱交換率40%以上）

※それぞれの詳しい要件は、3～11ページを確認してください。

■ 補助率、補助額の上限は以下のとおりです。

太陽光発電設備	補助率：10/10	上限：5万円/kW
蓄電池	補助率：1/3	上限：5万円または6万円/kWh （上記にかかわらず、太陽光・蓄電池の合計1,000万円まで）
省エネ設備(4種)	補助率：1/2	上限：600万円

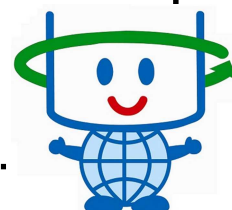
【申請・問合せ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課

電話：（0829）30-9224 FAX：（0829）31-0133

申請書等の様式は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。



1 目的

地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら事業を行うビル・店舗・工場等に創エネルギー設備または省エネルギー設備を導入する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予定額に達した時点で受付を締め切ります。

令和7年6月25日（水） ～ 令和7年11月28日（金）

※ 工事契約前に申請・交付決定が必要です。契約後の申請は受付できません。

※ 予算上限に達した日の受付は、抽選により優先順位を決定します。

3 受付場所

必要書類を、廿日市市ゼロカーボン推進課に持参してください。

※ 提出書類に不備がある場合は、受理できません。

4 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する市内事業者です。

（１）中小企業基本法第2条第1項各号の**中小企業者**

（中小企業基本法による中小企業者の範囲）		
業種分類	資本金基準	従業員基準
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば中小企業者に該当します。		

（２）医療法第39条の**医療法人（従業員が100人以下の法人に限る）**

（３）社会福祉法第22条の**社会福祉法人（従業員が100人以下の法人に限る）**

（４）個人事業主

ただし、次の欠格要件に該当する場合は、補助対象者となりません。

- (1) 市税（延滞金を含みます。）の滞納がある事業者
- (2) 同一年度において、本補助金の交付決定を受けている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員又は暴力団関係事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の風俗営業を営む事業者
- (5) 本補助金の交付決定を取り消されたことがある事業者

※ リースでの導入の場合、市内事業者とリース事業者の双方が欠格要件に該当しないことが必要です（創エネ設備に限り、リースも補助対象となります）。

5 補助対象事業

補助対象事業は、市内の事業所に創エネルギー設備または省エネルギー設備の導入等を行う事業で、次に掲げる要件をすべて満たす事業です。

- (1) 廿日市市内の事業所において別表1の区分に掲げる設備のいずれかを導入する事業であり、費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超えないこと。
- (2) 廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱第5条に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が20万円以上であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手（契約も含む）するものであること。
- (4) 補助対象設備について、国等補助金の交付を受けていないこと、かつ受ける予定がないこと。
- (5) 導入する設備は、各種法令等に遵守した設備であって、別表1に掲げる補助対象設備の要件を満たすものであること。
- (6) 省エネルギー設備にあつては、リース契約によるものでないこと。
- (7) 導入する設備は、中古のものでないこと。また、商用化され、導入実績があるものであること。
- (8) 設備の導入等を行う物件は、販売を目的とするものでないこと。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

別表 1 補助対象設備要件（廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱別表 1）

1 創エネルギー設備

区分	補助対象設備の要件
太陽光発電設備 (自家消費型)	(1) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他 付属機器で構成する設備であること。 (2) 事業所の敷地内に設置するものであること。ただし、ソーラーカー ポート及び建材一体型太陽光発電設備は、補助の対象としない。 (3) モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増 設していること。 (4) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った 電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただ し、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エ ネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の 環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。 (5) 本事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電して消 費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上 とすること。 (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくF IT制度またはFIP制度の認定を取得しない設備であること。 (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロ に定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。 (8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発 電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行う こと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。） 特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとと もに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行う

	こと。 ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 サ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを
--	---

	実施すること。 シ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 (9) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
定置用蓄電システム (蓄電池)	(1) 蓄電池部、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）、蓄電システム制御装置、計測表示装置、キュービクル等で構成されるシステムであること。 (2) 壁又は床に固定するシステムであること。 (3) 補助対象事業により導入する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備であること。 (4) 業務用蓄電池（4,800A h・セル相当のkwh以上）の場合、1kWhあたりの価格が11万9千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備となるよう努めること。 (5) 家庭用蓄電池（4,800A h・セル相当のkwh未満）の場合、1kWhあたりの価格が12万5千円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以下の蓄電池設備となるよう努めること。 (6) 原則として太陽光発電設備（自家消費型）により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (7) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導

	入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (8) 業務用蓄電池（4,800 A h ・セル相当の kwh 以上） の場合、廿日市市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 9 号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 (9) 家庭用蓄電池（4,800 A h ・セル相当の kwh 未満）の場合、次のア～カの全てを満たすこと。 ア 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0 k W h 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、J E M 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 （ア）初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「J E M 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） （イ）定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業
--	--

者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

	ウ 蓄電池部安全基準 JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ） （ア）JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C4412-1 若しくは JIS C4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用したシステムのみ） 蓄電容量 10 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E – C B 制度に基づく国内認証機関(N C B)であること。 カ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※J E M 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0 k W h 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

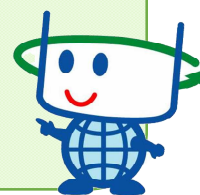
2 省エネルギー設備

高効率空調機器	従来の空調機器等に対して、30%以上省CO ₂ 効果が得られる機器への更新であること。
高効率照明機器	次の(1)及び(2)を満たすLED照明設備への更新工事であること。 (1) 次のア～ウのいずれかの調光制御機能を有するLEDへの更新であること。 ア スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能) イ 明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能) ウ 在・不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能) (2) 固有エネルギー消費効率 (lm/W) について、次のア又はイの基準値を満たすこと。 ア 光源色が昼光色・昼白色・白色の場合：100以上 イ 光源色が温白色・電球色の場合：50以上
高効率給湯器	従来の給湯機器等に対して、30%以上省CO ₂ 効果が得られる機器への更新であること
高機能換気設備	平時に活用するものであり、次の(1)～(3)の要件を全て満たす機器への更新であること。 (1) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (2) 必要換気量 (1人当たり毎時30m³以上※) を確保すること (3) 熱交換率40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。

省 CO₂（二酸化炭素）効果については、販売（施工）業者と相談のうえ、以下を活用する等して算定してください。

※機器ごとの比較が必要ですのでご注意ください。

- 省エネ診断の受診（有料）
⇒ <https://shoeneshindan.jp/>
- SII が提供している省エネ計算プログラム
⇒ <https://syouenekeisan.sii.or.jp/>
- 環境省の地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック
⇒ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
- 環境省の省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」
⇒ <https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>



交付申請時には、省エネ診断の報告書の写しや、上記シミュレーションの結果をプリントアウトしたものなど、算定資料を添付してください。

6 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費です。

- （１）設計費
- （２）本工事費・附帯工事費
- （３）設備費
- （４）試験費

なお、既存設備の撤去費用（リサイクル料・処分費を含む）、消費税額、地方消費税額及び振込手数料並びに自社製品の調達に係る費用等は、補助対象経費には含みません。

7 補助金の額

補助金の額は、次の表の掲げる補助金の額又は上限額のうち、低い方の金額です。千円未満の端数は切り捨てます。対象設備が割引を受けている場合は、割引後の価格をとして算出します。1年度につき1回限り申請できます。

補助対象設備の区分	補助金の額	補助金上限額	
太陽光発電設備	10／10 以内	5 万円／ k W	左記にかかわらず 1 事業者あたり 1,000 万円
定置用蓄電システム (蓄電池)	1／3 以内	業務用蓄電池 (4,800A h・セル相 当の kwh 以上) 6万円／ k W h	
		家庭用蓄電池 (4,800A h・セル相 当の kwh 未満) 5万円／ k W h	
高効率空調機器 高効率照明機器 高効率給湯器 高機能換気設備	1／2 以内	左記にかかわらず 1 事業者あたり 600 万円	

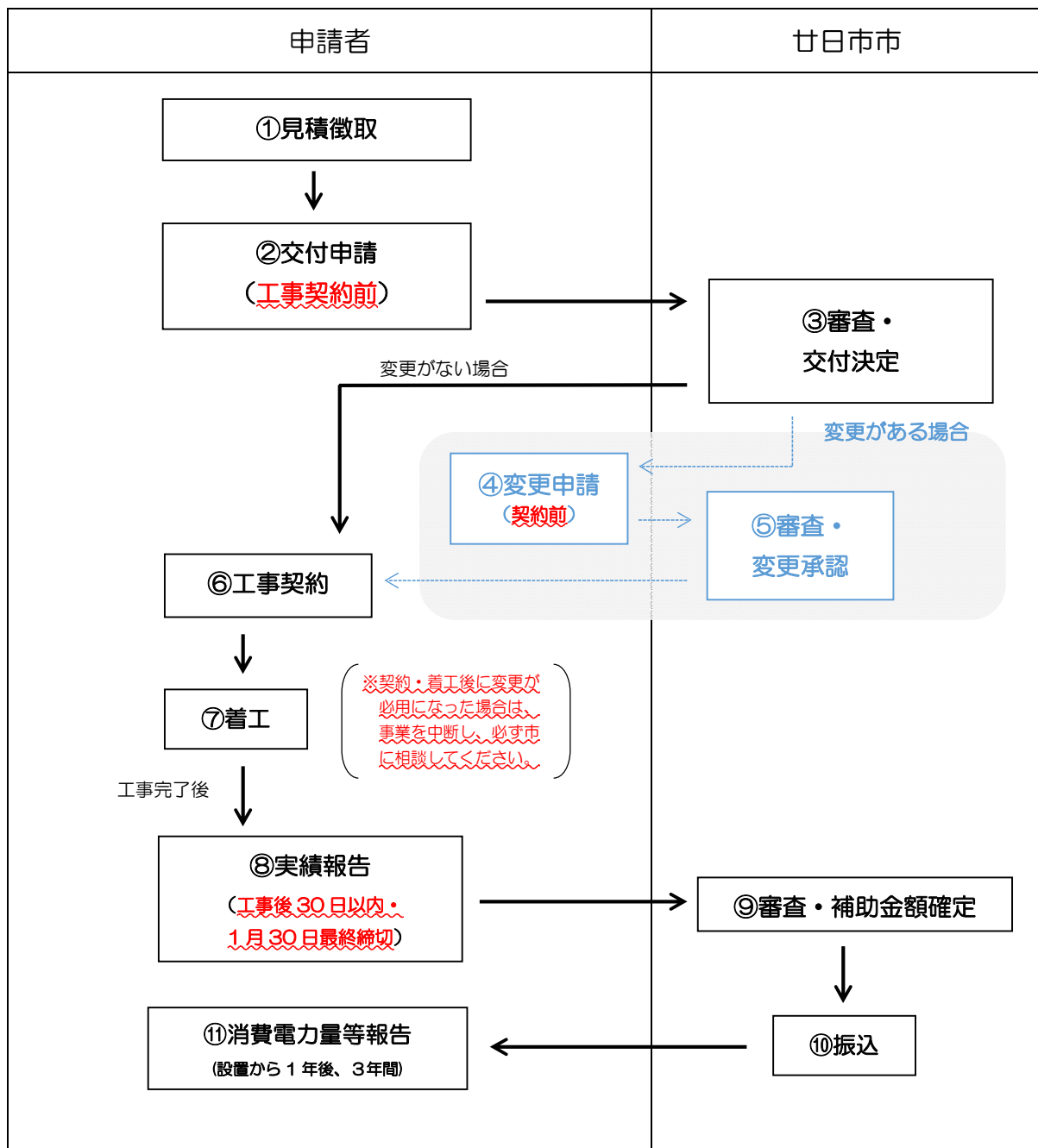
※補助対象経費の額が20万円未満の場合は、補助金の交付対象になりません。

※太陽光発電設備の上限額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格容量の合計値のいずれか低い値（小数点以下切捨て）に5万円を乗じて計算します。

※蓄電池の上限額は、蓄電容量（小数点第2位以下切捨て）に5万円または6万円を乗じて計算します。

※1kWhあたりの価格が目標価格（12万5千円（業務用蓄電池の場合は11万9千円））以下となるよう務めてください。やむを得ず目標価格を超える場合は、「蓄電システム価格に関する誓約書」を提出してください。

8 手続きの流れ



9 書類提出の際の注意事項

- 提出された申請書類等に不備・不足のある場合は、申請を受理できないことや、補助金の支払いができない場合がありますので、申請者の責任において必要書類をそろえてください。
- 申請書類等は、パソコン入力または黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆の使用は不可です。

- 申請書類等に押印する印鑑は、全て同一のもの（法人の場合は代表者印）を使用してください。また、インキ浸透印は使用しないでください。
- 申請書類等の訂正には、修正テープ又は修正液は使用しないでください。二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 申請書類等は返却できません。必ず、事前にコピーを取り保管をしてください。
- 補助事業に係る収入、支出についての証拠書類（申請書類等）は、補助事業の完了の日から起算して補助設備の法定耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管してください。

10 申請から交付までの必要書類等

（１）補助金の交付申請

工事契約の概ね 1 か月前までに、次の書類を提出してください。交付申請をする前に契約した場合は、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

★ 交付申請時チェックシート

ア 廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

ウ 収支予算書（様式第 3 号）

※補助対象設備ごとに作成してください。

エ 導入計画書（様式第 4 号）

※想定発電量・消費量や省 CO₂効果の算定資料を添付してください。（省エネ診断報告書の写しやシミュレーション結果など）

オ 誓約書兼同意書（様式第 5 号）

カ 補助対象事業に係る 2 者以上の見積書の写し

※申請時に有効期限内であること。

※少なくとも 1 者は市内事業者から見積書を徴取するよう努めてください。

キ 従前の設備と導入する予定設備の仕様を確認することができる書類

※該当の箇所にマーカーで色付けしてください。

ク 設備の導入等を行う物件の概略図（機器配置予定図面）

※設置場所が分かるよう、印をしてください。

ケ 設備の導入等を行う物件の現況写真

次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は、画質の鮮明なカラーとし、A 4 の写真帳に貼り付けるなどしてください。

- 設備の導入等を行う設備の近景写真（更新前の機器の写真を含む）
- 設備の導入等を行う物件の全景写真

コ 市税等（延滞金を含みます。）の滞納がないことを証明する書類

※申請日から3か月以内に発行されたものであること。

※市役所1階税制収納課で「滞納がない証明書」を取得してください。

【お問合せ先】税制収納課（0829）30-9110

サ 当該法人の登記履歴事項証明書（法人の場合）

※申請日から3か月以内に発行されたものであること。

シ 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（個人の場合）

ス 物件の所有者又は共有者全員の承諾書（導入する物件の所有者が申請者以外または共有名義の場合）

セ 口座振替依頼書（提出済みの場合は不要）

※申請者名義の口座であること。

ソ 委任状（補助金の申請を代理人に依頼する場合）

== 以下、創エネルギー設備の場合のみ ==

タ リース契約書の案（創エネルギー設備をリースで導入する場合）

※リース代から本補助金額が控除されることが分かるものを添付すること。

創エネルギー設備をリース契約により導入する場合、リース事業者が申請者となります。オ・コ・サ（個人事業主の場合はオ・コ・シ）の書類については、申請者であるリース事業者と導入する市内事業者のどちらも提出が必要です。

チ 蓄電池仕様確認チェックシート（家庭用蓄電池を設置する場合）

ツ 蓄電システム価格に関する誓約書（蓄電システムの価格が12万5千円/kWh（業務用蓄電池の場合は11万9千円/kWh）を超える場合）

(2) 補助金の交付決定

市では、補助金交付申請書の受理後、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、その内容を審査します。審査の結果、補助金の交付（又は不交付）を決定した場合は、その旨を、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付（又は不交付）決定通知書により通知します。

(3) 補助事業の実施

工事の契約は、交付決定通知書に記載のある交付決定日以降に行ってください。補助金交付決定通知書の日より前に着手したことが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、実績報告の期日までに事業の完了を確認できない場合、補助金をお支払いできません。補助事業を確実に完了させるため、令和7年12月31日までに工事を完了してください。工事の完了が遅れる可能性がある場合は、早めに市に相談してください。

(4) 補助事業の変更・中止

補助金の交付決定後、導入設備や経費等の変更を行う場合は、必ず契約前に市に相談してください。変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。特別な事由により補助事業の実施が困難となった場合は、市へ相談の上、事業の中止を申請してください。

- ※ 当初の交付決定額を超えて補助金を交付することは原則できませんのでご注意ください。
- ※ 契約後の変更申請は、原則認められません。契約後に変更が必要になった場合は、事業を中断し、必ず市に相談してください。
- ※ 交付決定後は速やかに契約・着工し、期限に余裕を持った事業完了に務めてください。やむを得ず事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書を提出してください。

(5) 補助事業の実績報告

補助事業が完了した日の翌日から30日を経過した日又は令和8年1月30日(金)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。※締切厳守

★ 実績報告時チェックシート

ア 廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金実績報告書 (様式第10号)

イ 事業実績書 (様式第11号)

ウ 収支決算書 (様式第12号)

※補助対象設備ごとに作成してください。

エ 補助対象経費に係る契約書の写し

オ 補助対象経費の支払いに係る領収書の写し

※領収年月日、領収者名、支払者名、領収金額、支払内容が確認でき、領収者の押印のあるものを提出してください。

※領収書の領収金額に補助対象経費以外の経費が含まれる場合は、内訳が確認できる明細書を添付してください。

カ しゅん工図面 (実際の機器配置図面)

※設置場所が分かるよう、印をしてください。

※創エネルギー設備の場合、単線結線図などもあわせて提出してください。

キ 完成写真

次に掲げるカラー写真を提出してください。写真は、画質の鮮明なカラー写真とし、A4の写真帳に貼り付けるなどしてください。

- 設備の導入等に係る工事写真
- 導入等を行った設備の近景写真
- 製造業者名及び型式番号が確認できる写真

※設置前後の比較のため、交付申請時の現況写真と同じ角度で撮影してください。

== 以下、創エネルギー設備の場合のみ ==

ク メーカーが発行した保証書の写し

ケ 売電契約書の写し (余剰電力を売電する場合)

※FIT・FIPの契約でないことを確認できるもの。

コ リース契約書の写し (リース契約の場合)

(6) 補助金の額の確定

市では、補助金実績報告書の受理後、書類審査及び現地確認（必要な場合は事前に連絡します。）を行い、その内容を審査します。審査の結果、補助金の交付決定の内容等に適合する場合は、交付する補助金の額を確定し、廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金確定通知書により通知します。

提出書類等の不備・不足などにより、適正な補助事業の完了が確認できない場合は、補助金の額の確定が行えないため、補助金の支払いができなくなることがあります。

(7) 補助金の支払い時期

補助金確定通知書により額を確定した後に、補助金交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振り込みます。（交付申請時から口座を変更したい場合には、再度口座振替依頼書の提出をお願いします。）

(8) 補助事業による効果の報告

本補助金によって得られる効果を把握するため、補助金の交付を受けた方は、設備設置の翌月から3年間分の設備導入効果について報告が必要です。額確定通知書に同封してお送りする報告書に根拠資料（モニターの写真、電力会社からの通知はがきの写し等）を添えて提出してください。

なお、創エネルギー設備に関しては、自家消費率50%以上が要件となっています。50%以上を達成できなかった場合には、補助金の返還が必要になる可能性がありますので、過大な容量の設置とまらないようご注意ください。

1 1 設備の管理について

補助金の交付を受けた方は、本補助金により設置した再エネ・省エネ設備について、管理台帳等を整備し適正に管理・使用してください。また、設置の日から起算して、設備の耐用年数を経過するまでは、本補助金により設置した設備等を、市長の承認を受けることなく廃棄、売却、譲渡等の処分をすることはできません。

本補助金により設置した設備等について、廃棄、売却、譲渡等の処分を行う場合は、必ず、事前に市の担当者へ相談してください。なお、処分承認にあたり、補助金の返還が必要になることがありますのでご注意ください。

余剰電力の売電と収益納付について

創エネルギー設備について、50%以上の自家消費率を達成できるのであれば、FIT（固定価格買取制度）またはFIPを活用しない場合に限り、余剰電力の売電を行うことは認められています。ただし、売電による収益が補助対象経費を上回った場合などには、市への収益納付が必要となります。該当しそうな場合には、早めに市に相談してください。

【収益納付額の計算方法】

補助事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。

計算式：収益納付額 = $(A - B) \times (C / D) - E$

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】＞0となる場合をいいます。

※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。